

2023年2月版

こくみん共済coop NEWS

交通災害共済

交通災害共済

交通機関に関わる
身近な事故を、保障します。

E型

ご加入いただける方

年齢・健康状態にかかわらず、ご契約者および生計を一にする親族の方ならどなたでもご加入いただけます。

ワイドな交通事故の範囲

交通災害

自動車	電車	航空機	船・船
自転車	エスカレーター	駅改札内	リフト
道路通行中の不慮の事故			
火災	破裂・爆発	建造物・工作物の 陥没・落下	がけ崩れ・ 土砂崩れ

交通事故による

死亡

身体
障がい

入院

通院

..... に対してお支払いします。

● 共済金のご請求には、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書等が必要となります。



掛金と保障内容

タイプ (型名)	□数	月払掛金	死亡共済金 ^{※1} 死 亡	障害共済金 ^{※2} 身体障がい (身体障害等級の 1級から14級)	入院共済金 ^{※3} 連続5日以上入院 (5日目から 最高180日分) 日 額	通院共済金 ^{※4} 通 院 (1日目から 最高90日分) 日 額
E型	30□	300円	300万円	300万円～12万円	9,000円	4,500円
	20□	200円	200万円	200万円～ 8万円	6,000円	3,000円
	10□	100円	100万円	100万円～ 4万円	3,000円	1,500円

- ※1 被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に死亡した場合、死亡共済金をお支払いします。
- ※2 被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に身体障がいの状態になった場合、「身体障害等級別支払割合表」に規定する等級に応じた支払割合の金額を障害共済金としてお支払いします。
- ※3 被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に連続して5日以上入院した場合、下記の計算により入院共済金をお支払いします。事故の日からその日を含めて180日以内を開始した入院が対象となります。

$$\text{入院共済金} = \text{入院共済金額(日額)} \times [\text{入院日数(184日限度)} - \text{免責4日}^{\ast}]$$

[※]免責4日については、通院共済金をお支払いします。

- ※4 被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に通院した場合、下記の計算により通院共済金をお支払いします。事故の日からその日を含めて180日以内に行われた通院が対象となります。

$$\text{通院共済金} = \text{通院共済金額(日額)} \times \text{通院日数(90日限度)}$$

■ハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故については、死亡から通院までのすべての共済金についてお支払いの対象となりません。

●ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のたび(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済〈全労済〉

全国労働者共済生活協同組合連合会 coop